

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	※目次は省略	※目次は省略	
10	(略) 第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり (略) 県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。 また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、<u>速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u>さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 (略) 第1項 保全施設の整備 県、<u>県警察、佐賀広域消防局、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店</u> 市（<u>総務対策部、政策推進対策部、</u>建設・都市戦略対策部、<u>市民生活対策部、</u>各支所対策部） Ⅰ 地盤災害防止施設等の整備 (略) (5) 土砂災害のソフト対策 (略) Ⅱ 土砂災害警戒区域の指定等 県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域で一定の開発行為の制限等をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として、市長の意見を聞いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講じるものとする。 ウ <u>土砂災害警戒情報</u>等の提供 国及び県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。 これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。	(略) 第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり (略) 県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。 また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、<u>速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等を行うとともに、災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u>さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 (略) 第1項 保全施設の整備 <u>国、県、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者</u> 市（<u>農林水産対策部、</u>建設・都市戦略対策部、<u>上下水道事業対策部、</u>各支所対策部） Ⅰ 地盤災害防止施設等の整備 (略) (5) 土砂災害のソフト対策 (略) Ⅱ 土砂災害警戒区域の指定等 県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、<u>警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域で一定の開発行為の制限等をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として、市長の意見を聞いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講じるものとする。</u> ウ <u>土砂災害に関する防災気象情報</u>等の提供 国及び県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。 これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。	表現の修正 脱字の追加 新しい防災気象情報の運用開始に伴う修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
14	市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、さがんメール（佐賀市防災総合メール）、ＬＩＮＥ、さがん電話、さがんFAX、広報車、佐賀市防災WEB、報道機関の利用、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、市民に対し迅速かつ的確に伝達する。 (ア) <u>土砂災害警戒情報</u> 大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、<u>佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u> (イ) (略) エ 警戒避難体制の整備 (略) (1) 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域等について周知を行う。 (ウ) 避難指示等の発令対象区域 土砂災害警戒区域、校区自治会、単位自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。 (イ) 情報の収集及び伝達体制 雨量情報、<u>土砂災害警戒情報</u>、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。 (略)	市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、さがんメール（佐賀市防災総合メール）、ＬＩＮＥ、さがん電話、さがんFAX、広報車、佐賀市防災WEB、報道機関の利用、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、市民に対し迅速かつ的確に伝達する。 (ア) <u>土砂災害に関する防災気象情報</u> <u>佐賀地方気象台は、</u>大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、<u>警戒レベルに応じた警報等を発表する。</u> (イ) (略) エ 警戒避難体制の整備 (略) (1) 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域等<u>に</u>ついて周知を行う。 (ウ) 避難指示等の発令対象区域 土砂災害警戒区域<u>等</u>、校区自治会、単位自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。 (イ) 情報の収集及び伝達体制 雨量情報、<u>土砂災害危険度情報</u>、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。 (略)	新しい防災気象情報の運用開始に伴う修正 脱字の追加 新しい防災気象情報の運用開始に伴う修正
19	第2項 公共施設、交通施設等の整備 国、県、<u>河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池管理者</u> 市（<u>経済対策部</u>、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、<u>環境対策部</u>、上下水道事業対策部、各支所対策部） (略)	第2項 公共施設、交通施設等の整備 国、県、<u>佐賀広域消防局、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者</u> 市（<u>総務対策部</u>、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、<u>教育対策部</u>、上下水道事業対策部、各支所対策部） (略)	
20	(略) 2 交通・通信施設 (3) 港湾・漁港 (略) 港湾管理者は、<u>近年の高波災害や気候変動を踏まえ</u>、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。	(略) 2 交通・通信施設 (3) 港湾・漁港 (略) 港湾管理者は、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u>	国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																
21	(略) 第3項 ライフライン施設等の機能の確保 佐賀東部水道企業団、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支店、電気通信事業者（<u>西日本電信電話</u>株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、佐賀ガス株式会社 市（政策推進対策部、経済対策部、環境対策部、上下水道事業対策部） (略) Ⅰ 水道施設 (Ⅰ) 水道施設の安全性の強化 水道事業者は、以下の水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。 <table><tr><th>管轄地区</th><th>所管名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>本 庁 管 内</td><td rowspan="2">佐賀市上下水道局</td><td>上水道</td></tr><tr><td>諸 富 支 所 管 内</td><td>上水道</td></tr><tr><td>大 和 支 所 管 内</td><td rowspan="2">佐賀市上下水道局 佐賀市環境政策課</td><td>上水道、井戸水</td></tr><tr><td>富 士 支 所 管 内</td><td>上水道、井戸水</td></tr><tr><td>三 瀬 支 所 管 内</td><td>佐賀市環境政策課</td><td>井戸水</td></tr><tr><td>川 副 支 所 管 内</td><td rowspan="2">佐賀東部水道企業団</td><td>上水道</td></tr><tr><td>東 与 賀 支 所 管 内</td><td>上水道</td></tr><tr><td>久 保 田 支 所 管 内</td><td>佐賀市上下水道局</td><td>上水道</td></tr></table> (略)	管轄地区	所管名	備 考	本 庁 管 内	佐賀市上下水道局	上水道	諸 富 支 所 管 内	上水道	大 和 支 所 管 内	佐賀市上下水道局 佐賀市環境政策課	上水道、井戸水	富 士 支 所 管 内	上水道、井戸水	三 瀬 支 所 管 内	佐賀市環境政策課	井戸水	川 副 支 所 管 内	佐賀東部水道企業団	上水道	東 与 賀 支 所 管 内	上水道	久 保 田 支 所 管 内	佐賀市上下水道局	上水道	(略) 第3項 ライフライン施設等の機能の確保 佐賀東部水道企業団、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支店、電気通信事業者（<u>NTT西日本</u>株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、佐賀ガス株式会社 市（政策推進対策部、経済対策部、環境対策部、上下水道事業対策部） (略) Ⅰ 水道施設 (Ⅰ) 水道施設の安全性の強化 水道事業者は、以下の水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。 <table><tr><th>管轄地区</th><th>所管名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>本 庁 管 内</td><td rowspan="2">佐賀市上下水道局 <u>佐賀市環境政策課</u></td><td>上水道、<u>井戸水</u></td></tr><tr><td>諸 富 支 所 管 内</td><td>上水道</td></tr><tr><td>大 和 支 所 管 内</td><td rowspan="2">佐賀市上下水道局 佐賀市環境政策課</td><td>上水道、井戸水</td></tr><tr><td>富 士 支 所 管 内</td><td>上水道、井戸水</td></tr><tr><td>三 瀬 支 所 管 内</td><td>佐賀市環境政策課</td><td>井戸水</td></tr><tr><td>川 副 支 所 管 内</td><td rowspan="2">佐賀東部水道企業団</td><td>上水道</td></tr><tr><td>東 与 賀 支 所 管 内</td><td>上水道</td></tr><tr><td>久 保 田 支 所 管 内</td><td>佐賀市上下水道局</td><td>上水道</td></tr></table> (略)	管轄地区	所管名	備 考	本 庁 管 内	佐賀市上下水道局 <u>佐賀市環境政策課</u>	上水道、 <u>井戸水</u>	諸 富 支 所 管 内	上水道	大 和 支 所 管 内	佐賀市上下水道局 佐賀市環境政策課	上水道、井戸水	富 士 支 所 管 内	上水道、井戸水	三 瀬 支 所 管 内	佐賀市環境政策課	井戸水	川 副 支 所 管 内	佐賀東部水道企業団	上水道	東 与 賀 支 所 管 内	上水道	久 保 田 支 所 管 内	佐賀市上下水道局	上水道	社名変更による修正
管轄地区	所管名	備 考																																																	
本 庁 管 内	佐賀市上下水道局	上水道																																																	
諸 富 支 所 管 内		上水道																																																	
大 和 支 所 管 内	佐賀市上下水道局 佐賀市環境政策課	上水道、井戸水																																																	
富 士 支 所 管 内		上水道、井戸水																																																	
三 瀬 支 所 管 内	佐賀市環境政策課	井戸水																																																	
川 副 支 所 管 内	佐賀東部水道企業団	上水道																																																	
東 与 賀 支 所 管 内		上水道																																																	
久 保 田 支 所 管 内	佐賀市上下水道局	上水道																																																	
管轄地区	所管名	備 考																																																	
本 庁 管 内	佐賀市上下水道局 <u>佐賀市環境政策課</u>	上水道、 <u>井戸水</u>																																																	
諸 富 支 所 管 内		上水道																																																	
大 和 支 所 管 内	佐賀市上下水道局 佐賀市環境政策課	上水道、井戸水																																																	
富 士 支 所 管 内		上水道、井戸水																																																	
三 瀬 支 所 管 内	佐賀市環境政策課	井戸水																																																	
川 副 支 所 管 内	佐賀東部水道企業団	上水道																																																	
東 与 賀 支 所 管 内		上水道																																																	
久 保 田 支 所 管 内	佐賀市上下水道局	上水道																																																	
22	(略) (新設) 2 下水道施設 (略)	(略) (5) <u>復旧の優先順位の作成</u> <u>水道事業者等は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u> 2 下水道施設 (略)	国基本計画に準じた修正																																																

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
25	(新設) (略) 7 廃棄物処理施設 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。 (略) 第4項 建築物等の風水害に対する安全性の強化 国、県、一定の建築物の所有者、指定建造物・伝統的建造物群の所有者・管理者 市（建設・都市戦略対策部、地域振興対策部） (略)	(5) 復旧の優先順位の作成 <u>下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u> (略) 7 廃棄物処理施設 市は、一般廃棄物処理施設及び収集運搬拠点の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。 (略) 第4項 建築物等の風水害に対する安全性の強化 国、県、一定の建築物の所有者、指定建造物・伝統的建造物群の所有者・管理者 市（建設・都市戦略対策部、地域共創対策部） (略)	機構改編による修正
26	第5項 風水害に強い土地利用の推進 (略) 県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 (略)	第5項 風水害に強い土地利用の推進 (略) 県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 (略)	国基本計画に準じた修正
27	第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等 県、県警察、佐賀広域消防局、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店 市（総務対策部、政策推進対策部、建設・都市戦略対策部、市民生活対策部、各支所対策部） (略) なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、県、市及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。	第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等 県、県警察、佐賀広域消防局、電気通信事業者、NTT西日本株式会社佐賀支店 市（総務対策部、政策推進対策部、建設・都市戦略対策部、市民生活対策部、各支所対策部） (略) なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、県、市及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報	社名変更による修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
33	Ⅰ 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 （略） （2）多様な情報収集手段の整備等 県、市及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築<u>するとともに、</u>ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集<u>・連絡システムの整備を推進するものとする。</u>また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。 （略） 第2項 防災活動体制の整備 （略） 2 防災中枢機能等の確保、充実 （Ⅰ）災害対策本部室（危機管理室）等 ア 県、県警察、市及び佐賀広域消防局は、災害時に防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する庁舎等について、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害<u>計画</u>区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。 他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。 （略） 第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化 （略） 4 受援計画の策定 各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体	報について整理しておくものとする。<u>加え、各種防災関連システムの利活用や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u> Ⅰ 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 （略） （2）多様な情報収集手段の整備等 県、市及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築<u>し、</u>ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集<u>を行うとともに、収集した画像情報について、防災 IoT システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u>また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。<u>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。</u> （略） 第2項 防災活動体制の整備 （略） 2 防災中枢機能等の確保、充実 （Ⅰ）災害対策本部室（危機管理室）等 ア 県、県警察、市及び佐賀広域消防局は、災害時に防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する庁舎等について、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害<u>警戒</u>区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。 他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。 （略） 第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化 （略） 4 受援計画の策定 各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体	国基本計画に準じた修正 誤字の修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
37	制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 （略） （略）	制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 <u>県は、市の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u> （略） <u>県及び市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u> （略）	国基本計画に準じた修正
38	第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動 （略） Ⅰ 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保 （略） 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、<u>「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。</u> （略）	第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動 （略） Ⅰ 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保 （略） 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、<u>特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u> （略）	県地域防災計画に準じた修正
39	4 土砂災害の発生、拡大防止 県及び市は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。 また、国及び県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。 （Ⅰ）<u>土砂災害警戒情報</u> 大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、<u>佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u>	4 土砂災害の発生、拡大防止 県及び市は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。 また、国及び県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。 （Ⅰ）<u>土砂災害に関する防災気象情報</u> <u>佐賀地方気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、警戒レベルに応じた警報等を発表する。</u>	新しい防災気象情報の運用開始に伴う改正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	(2) (略) 5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立 県、市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものと<u>し</u>、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	(2) (略) 5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立 県、市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものと<u>する。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて</u>、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 <u>県は、市に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u> (略) 第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備 (略) 国、県、市、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。 また、県は、関係者と連携し保健医療福祉活動を効率的に行うため、保健医療福祉活動の総合調整機能の確立に努めることと<u>る。</u> (略) 第6項 緊急輸送活動 Ⅰ 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 (略)	国基本計画に準じた修正 国基本計画に準じた修正 国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
43	(2) 輸送施設の指定 ア 航空輸送施設の指定 市は、風水害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、県指定の航空輸送施設（陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、防災航空センター）を活用する。 （略）	(2) 輸送施設の指定 ア 航空輸送施設の指定 市は、風水害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、県指定の航空輸送施設（陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、防災航空センター、<u>陸上自衛隊佐賀駐屯地</u>）を活用する。 （略）	県地域防災計画に準じた修正
	第7項 避難及び情報提供活動 （略） Ⅰ 市の避難計画 （略） (2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成 市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難指示等に関するガイドライン（<u>令和3年5月</u>）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。 また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ア 洪水等 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、<u>洪水警報</u>等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。 それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報</u>の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。 また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるようにする必要がある。そのため、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。（「市全域」といった発令は避ける。） 県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。	第7項 避難及び情報提供活動 （略） Ⅰ 市の避難計画 （略） (2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成 市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難指示等に関するガイドライン（<u>令和8年3月</u>）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。 また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ア 洪水等 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、<u>氾濫警報</u>等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。 それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水キキクル</u>の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。 また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるようにする必要がある。そのため、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。（「市全域」といった発令は避ける。） 県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。	
48			
49	イ 土砂災害 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、<u>土砂災害警戒情報</u>が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設	イ 土砂災害 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、<u>レベル4土砂災害危険警報等</u>が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発	新しい防災気象情報の運用開始に伴う改正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
51	定するものとする。 また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略) イ 指定避難所 (略) (1) 機能の強化 (略) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。 (略)	令基準を設定するものとする。 また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、<u>土砂キキクル</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略) イ 指定避難所 (略) (1) 機能の強化 (略) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。<u>また、家庭動物の受入れ方法等について、も住民等への周知徹底を図るものとする。</u> (略)	県地域防災計画に準じた修正
58	第8項 避難行動要支援者対策の強化 (略) 1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (略) (2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成及び更新 (略)	第8項 避難行動要支援者対策の強化 (略) 1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (略) (2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成及び更新 (略) <u>県及び市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> (略)	国基本計画に準じた修正
60	(5) 県及び市の支援 (略) また、市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい	(5) 県及び市の支援 (略) また、市は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に</u>	国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
62	い場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。 （略） 第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達 （略） Ⅰ 確保の役割分担 （略） （2）市 市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、<u>食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。さらに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u>	応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。 （略） 第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達 （略） Ⅰ 確保の役割分担 （略） （2）市 市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、<u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u> <u>加えて、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u> なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>新物資支援システム（B－P L o）</u>により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。	国基本計画に準じた修正
63	なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>物資調達・輸送調達等支援システム</u>により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。 （3）県 県は、<u>市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u>	なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>新物資支援システム（B－P L o）</u>により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。 （3）県 県は、<u>避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>	国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
64	なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>物資調達・輸送調整等システム</u>により国に対して要請を行えるよう体制を整備する。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。 2 備蓄方法等 県及び市は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮する。 （略） 3 食料・飲料水 （略） （2）飲料水の確保及び資機材の整備等 （略） また、市<u>及び水道事業者等</u>は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。 （略） 第12項 災害復旧・復興への備え （略） Ⅰ 災害廃棄物の発生への対応 （1）市の災害廃棄物処理計画 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>新物資支援システム（B－P L o）</u>により国に対して要請を行えるよう体制を整備する。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。 2 備蓄方法等 県及び市は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮する<u>とともに、物資拠点を設けるなど体制の整備に努める。</u> <u>また、県及び市は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u> （略） 3 食料・飲料水 （略） （2）飲料水の確保及び資機材の整備等 （略） また、市は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。 <u>市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u> （略） 第12項 災害復旧・復興への備え （略） Ⅰ 災害廃棄物の発生への対応 （1）市の災害廃棄物処理計画 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	国基本計画に 準じた修正 国基本計画に 準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
67		<u>また、県及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>	国基本計画に準じた修正
	(略)	(略)	
68	3 罹災証明書の発行体制の整備 (略) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	3 罹災証明書の発行体制の整備 (略) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u> 民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	国基本計画に準じた修正
	(略)	(略)	
69	4 復興対策の研究 県、市及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものと <u>する。</u>	4 復興対策の研究 県、市及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものと <u>し、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u>	国基本計画に準じた修正
	(略)	(略)	
	第3節 市民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 (略)	第3節 市民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 (略)	
	2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 (略)	2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 (略)	
	(3) 講習会等の開催 県及び市は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。なお、県及び市は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。	(3) 講習会等の開催 県及び市は、防災週間、 <u>防災とボランティアの日、防災とボランティア週間</u> 、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。なお、県及び市は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。	県地域防災計画に準じた修正
72	(略)	(略)	

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
73	(5) 防災教育等の推進 学校等は、児童・生徒等の発達段階に応じた学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。 市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 市は、公民館等<u>の社会教育施設</u>を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。	(5) 防災教育等の推進 学校等は、児童・生徒等の発達段階に応じた学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。 市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 市は、公民館等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。	
77	第4項 自主防災組織の育成強化 (略) 3 自主防災組織の育成支援等 (略) (3) 女性の自主防災活動への参加促進 女性も男性と共にそれぞれの能力と個性を発揮する中で、より広い視野に立って活動の場をつくり、自主防災活動を活性化させるために、グループや団体相互の交流やネットワークづくりを進めていく必要があり、そのための機会づくりを行う。 また、自主防災活動で女性はリーダーとしての位置付けがまだ少なく、こうした活動ではリーダーの担う役割が大きいため、女性のリーダー育成を図る。 その他、自主防災<u>会組織</u>等それぞれの特性を生かした市民活動への女性の参加・参画を促進するための条件整備を進めていく。 (略) (6) 要配慮者への配慮 (略) ウ 外国人への避難協力 佐賀市には <u>1,144</u> 名の外国人が居住（<u>平成22年</u>国勢調査）しており。外国人は言葉や習慣の不慣れなどで、非常時には私たち以上の不自由さを強いられるため、外国人にも温かい気持ちで協力する。 第5項 企業防災の促進 (略) Ⅰ 企業の事業継続計画等	第4項 自主防災組織の育成強化 (略) 3 自主防災組織の育成支援等 (略) (3) 女性の自主防災活動への参加促進 女性も男性と共にそれぞれの能力と個性を発揮する中で、より広い視野に立って活動の場をつくり、自主防災活動を活性化させるために、グループや団体相互の交流やネットワークづくりを進めていく必要があり、そのための機会づくりを行う。 また、自主防災活動で女性はリーダーとしての位置付けがまだ少なく、こうした活動ではリーダーの担う役割が大きいため、女性のリーダー育成を図る。 その他、自主防災<u>組織</u>等それぞれの特性を生かした市民活動への女性の参加・参画を促進するための条件整備を進めていく。 (略) (6) 要配慮者への配慮 (略) ウ 外国人への避難協力 佐賀市には <u>1,425</u> 名の外国人が居住（<u>令和2年</u>国勢調査）しており。外国人は言葉や習慣の不慣れなどで、非常時には私たち以上の不自由さを強いられるため、外国人にも温かい気持ちで協力する。 第5項 企業防災の促進 (略) Ⅰ 企業の事業継続計画等	数値の修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
78	さらに、企業は豪雨や <u>防雨</u> などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 （略）	さらに、企業は豪雨や <u>降雨</u> などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 （略）	
80	第7項 災害ボランティア活動の環境整備 県、佐賀県社会福祉協議会、佐賀市社会福祉協議会等関係機関、日本赤十字社佐賀県支部市（総務対策部、建設・都市戦略対策部、保健福祉対策部、地域<u>振興</u>対策部、各支所対策部） 災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から<u>環境整備に努める。</u> Ⅰ 災害ボランティア活動の環境整備 県、市及び佐賀市社会福祉協議会は、<u>平常時から、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。</u> また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（佐賀市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 県及び市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活	第7項 災害ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u> 県、佐賀県社会福祉協議会、佐賀市社会福祉協議会等関係機関、日本赤十字社佐賀県支部市（総務対策部、建設・都市戦略対策部、保健福祉対策部、地域<u>共創</u>対策部、各支所対策部） 災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から<u>防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努める。</u> Ⅰ 災害ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u> 県、市及び佐賀市社会福祉協議会は、<u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、平常時から、CSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。また、国が整備した被災者援護登録協力団体のデータベースを基に、登録団体との平時からの連携強化に努めるとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。加えて、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（佐賀市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 県及び市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活	国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
81	動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 <u>県及び市は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</u> <u>また、県及び市は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u> （略） 第8項 災害教訓の伝承 （略） 県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。	動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 <u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> （略） 第8項 災害教訓の伝承 （略） 県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。	
82	市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制 第1項 市の活動体制 （略） Ⅰ 市における災害対策 災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関と緊密な連絡をとり災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。主な災害対策協力システムは次のとおりである。	市民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制 第1項 市の活動体制 （略） Ⅰ 市における災害対策 災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関と緊密な連絡をとり災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。主な災害対策協力システムは次のとおりである。	国基本計画に 準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前			修正後			備考
84	佐賀市防災会議 佐賀市 災害対策本部 TEL（非公開） FAX 24-3187	国土交通省筑後川河川事務所	0942-33-9131	国土交通省筑後川河川事務所	0942-33-9131	組織の解散に伴う修正	
		国土交通省筑後川河川事務所大川出張所	0944-86-2516	国土交通省筑後川河川事務所大川出張所	0944-86-2516		
		国土交通省佐賀河川事務所	41-8801	国土交通省佐賀河川事務所	41-8801		
		国土交通省佐賀河川事務所城原川出張所	97-0084	国土交通省佐賀河川事務所城原川出張所	97-0084		
		国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所	51-8321	国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所	51-8321		
		国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川出張所	68-2362	国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川出張所	68-2362		
		陸上自衛隊久留米駐屯地西部方面混成団	0942-43-5391	陸上自衛隊久留米駐屯地西部方面混成団	0942-43-5391		
		佐賀地方気象台	32-7026	佐賀地方気象台	32-7026		
		佐賀県危機管理防災課	25-7362	佐賀県危機管理防災課	25-7362		
		佐賀県河川砂防課	25-7161	佐賀県河川砂防課	25-7161		
		佐賀土木事務所	24-4345	佐賀土木事務所	24-4345		
		佐賀中部農林事務所	31-3281	佐賀中部農林事務所	31-3281		
		佐賀中部保健福祉事務所	30-1321	佐賀中部保健福祉事務所	30-1321		
		佐賀土地改良区	22-4382	佐賀土地改良区	22-4382		
		佐賀北警察署	30-1911	佐賀北警察署	30-1911		
		佐賀南警察署	23-6110	佐賀南警察署	23-6110		
		佐賀広域消防局	30-0111	佐賀広域消防局	30-0111		
		佐賀市自治会協議会	40-7010	佐賀市自治会協議会	40-7010		
		<u>佐賀市地域婦人連絡協議会</u>	<u>40-7365</u>				
		佐賀県連合青年団	31-1074（青年会館）	佐賀県連合青年団	31-1074（青年会館）		
		日本赤十字社佐賀県支部	25-3108	日本赤十字社佐賀県支部	25-3108		
		N T T 西日本（株）佐賀支店	36-5518	N T T 西日本（株）佐賀支店	36-5518		
		NEXCO 西日本 佐賀高速道路事務所	62-5121	NEXCO 西日本 佐賀高速道路事務所	62-5121		
		日本郵便（株）佐賀中央郵便局	0570-082-045	日本郵便（株）佐賀中央郵便局	0570-082-045		
		九州電力送配電（株）佐賀支社佐賀配電事業所	0800-777-9418	九州電力送配電（株）佐賀支社佐賀配電事業所	0800-777-9418		
		一般社団法人佐賀県LPガス協会	20-0331	一般社団法人佐賀県LPガス協会	20-0331		
		佐賀ガス（株）	30-6161	佐賀ガス（株）	30-6161		
		N H K 佐賀放送局	28-5000	N H K 佐賀放送局	28-5000		
		N B C 佐賀放送局	22-1460	N B C 佐賀放送局	22-1460		
		S T S サガテレビ	23-9111	S T S サガテレビ	23-9111		
		F M 佐賀	25-7790	F M 佐賀	25-7790		
		えびす F M	97-9699	えびす F M	97-9699		

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
85	(略) 3 災害準備体制 (1) 設置基準 ア 市内に、気象業務法に基づく大雨又は<u>洪水注意報</u>が発表されたとき。 イ その他の状況により、総務部副部長（不在の時は建設部副部長又は農林水産部副部長）が必要と認めたとき。 (略)	(略) 3 災害準備体制 (1) 設置基準 ア 市内に、気象業務法に基づく<u>レベル2</u>大雨又は<u>氾濫注意報</u>が発表されたとき。 イ その他の状況により、総務部副部長（不在の時は建設部副部長又は農林水産部副部長）が必要と認めたとき。 (略)	新しい防災気象情報の運用開始に伴う改正
86	4 災害警戒体制 (1) 設置基準 ア 市内に、気象業務法に基づく大雨又は<u>洪水警報</u>が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。	4 災害警戒体制 (1) 設置基準 ア 市内に、気象業務法に基づく<u>レベル3</u>大雨又は<u>氾濫警報</u>が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。	
88	5 災害対策室 (1)設置基準 ア 水害発生の有無にかかわらず、市域の広範囲で水害が発生するおそれのあるとき。 イ 市内に、<u>土砂災害警戒情報</u>が発表されたとき。 ウ その他の状況により、総務部長（不在の時は、建設部長又は農林水産部長）が必要と認めたとき。 (略) 6 災害対策本部 (1) 設置基準 災害対策本部は、災害種別に下記の基準によって設置する。 ア 市内に、気象業務法に基づく<u>大雨特別警報</u>が発表されたとき。 イ 市内に、気象業務法に基づく<u>高潮又は大雪特別警報</u>が発表されたとき。 ウ 市域に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 エ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。 (略)	5 災害対策室 (1)設置基準 ア 水害発生の有無にかかわらず、市域の広範囲で水害が発生するおそれのあるとき。 イ 市内に、<u>レベル4土砂災害危険警報</u>が発表されたとき。 ウ その他の状況により、総務部長（不在の時は、建設部長又は農林水産部長）が必要と認めたとき。 (略) 6 災害対策本部 (1) 設置基準 災害対策本部は、災害種別に下記の基準によって設置する。 ア 市内に、気象業務法に基づく<u>レベル5大雨特別警報</u>が発表されたとき。 イ 市内に、気象業務法に基づく<u>レベル5高潮又は大雪特別警報</u>が発表されたとき。 ウ 市域に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 エ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。 (略)	

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																
93	【市対策本部組織構成図】 【本部会議】 <table><tr><td>本部長</td><td>市 長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長【危機管理監】、副市長、教育長</td></tr></table> 総務対策部長【災害対策情報監】、政策推進対策部長、経済対策部長、農林水産対策部長、建設・都市戦略対策部長【災害対策事業監】環境対策部長、市民生活対策部長、保健福祉対策部長【災害対策支援監】こども未来対策部長、地域振興対策部長、教育対策部長、交通事業対策部長、上下水道事業対策部長 佐賀広域消防局の消防長が指名する消防吏員、本部付（総務部副部長）その他本部長が指名する者 指示 報告 【支所対策部】 <table><tr><td>諸富支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>大和支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>富士支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>三瀬支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>川副支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>東与賀支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>久保田支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr></table> 指示 報告 報告 指示 【対策部】 <table><tr><td>対策部</td><td>班</td><td>対策部</td><td>班</td></tr><tr><td rowspan="2">総 務 対 策 部</td><td>総 括 班 動 員 班 秘 書 班 経 理 班</td><td rowspan="2">こども未来対策部</td><td>庶 務 班 こ ど も 班</td></tr><tr><td>連 絡 調 整 班</td><td>庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班</td></tr><tr><td>政策推進対策部</td><td>連 絡 調 整 班</td><td rowspan="2">地域振興対策部</td><td rowspan="2">庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班</td></tr><tr><td>経 済 対 策 部</td><td>庶 務 班</td></tr><tr><td rowspan="2">農林水産対策部</td><td>庶務農業振興班 水 産 班 農 村 環 境 班 森 林 整 備 班</td><td rowspan="2">教 育 対 策 部</td><td>庶 学 校 教 育 班 図 書 館 班 社 会 教 育 班</td></tr><tr><td rowspan="2">建設・都市戦略対 策 部</td><td rowspan="2">交通事業対策部</td><td>交 通 班</td></tr><tr><td>庶 務 班 建 築 住 宅 班 道 路 班 河 川 砂 防 班 建 設 事 務 所 班</td><td>庶 務 班 道 道 班 水 道 班</td></tr><tr><td rowspan="2">環 境 対 策 部</td><td rowspan="2">協 力 部</td><td rowspan="2">第 1 班 第 2 班 第 3 班 第 4 班 第 5 班</td><td rowspan="2">病 院 班</td></tr><tr><td>富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部</td></tr><tr><td>市民生活対策部</td><td>庶 務 班 税 務 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">保健福祉対策部</td><td rowspan="2">庶 務 班 福 祉 避 難 所 班 援 護 班 医 療 救 護 班 避 難 班 診 療 班</td><td></td><td></td></tr></table>	本部長	市 長	副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長	諸富支所対策部	支所対策班	大和支所対策部	支所対策班	富士支所対策部	支所対策班	三瀬支所対策部	支所対策班	川副支所対策部	支所対策班	東与賀支所対策部	支所対策班	久保田支所対策部	支所対策班	対策部	班	対策部	班	総 務 対 策 部	総 括 班 動 員 班 秘 書 班 経 理 班	こども未来対策部	庶 務 班 こ ど も 班	連 絡 調 整 班	庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班	政策推進対策部	連 絡 調 整 班	地域 振興 対策部	庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班	経 済 対 策 部	庶 務 班	農林水産対策部	庶務農業振興班 水 産 班 農 村 環 境 班 森 林 整 備 班	教 育 対 策 部	庶 学 校 教 育 班 図 書 館 班 社 会 教 育 班	建設・都市戦略対 策 部	交通事業対策部	交 通 班	庶 務 班 建 築 住 宅 班 道 路 班 河 川 砂 防 班 建 設 事 務 所 班	庶 務 班 道 道 班 水 道 班	環 境 対 策 部	協 力 部	第 1 班 第 2 班 第 3 班 第 4 班 第 5 班	病 院 班	富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部	市民生活対策部	庶 務 班 税 務 班			保健福祉対策部	庶 務 班 福 祉 避 難 所 班 援 護 班 医 療 救 護 班 避 難 班 診 療 班			【市対策本部組織構成図】 【本部会議】 <table><tr><td>本部長</td><td>市 長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長【危機管理監】、副市長、教育長</td></tr></table> 総務対策部長【災害対策情報監】、政策推進対策部長、経済対策部長、農林水産対策部長、建設・都市戦略対策部長【災害対策事業監】環境対策部長、市民生活対策部長、保健福祉対策部長【災害対策支援監】こども未来対策部長、地域共創対策部長、教育対策部長、交通事業対策部長、上下水道事業対策部長 佐賀広域消防局の消防長が指名する消防吏員、本部付（総務部副部長）その他本部長が指名する者 指示 報告 【支所対策部】 <table><tr><td>諸富支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>大和支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>富士支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>三瀬支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>川副支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>東与賀支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>久保田支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr></table> 指示 報告 報告 指示 【対策部】 <table><tr><td>対策部</td><td>班</td><td>対策部</td><td>班</td></tr><tr><td rowspan="2">総 務 対 策 部</td><td>総 括 班 動 員 班 秘 書 班 経 理 班</td><td rowspan="2">こども未来対策部</td><td>庶 務 班 こ ど も 班</td></tr><tr><td>連 絡 調 整 班</td><td>庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班</td></tr><tr><td>政策推進対策部</td><td>連 絡 調 整 班</td><td rowspan="2">地域共創対策部</td><td rowspan="2">庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班</td></tr><tr><td>経 済 対 策 部</td><td>庶 務 班</td></tr><tr><td rowspan="2">農林水産対策部</td><td>庶務農業振興班 水 産 班 農 村 環 境 班 森 林 整 備 班</td><td rowspan="2">教 育 対 策 部</td><td>庶 学 校 教 育 班 図 書 館 班 社 会 教 育 班</td></tr><tr><td rowspan="2">建設・都市戦略対 策 部</td><td rowspan="2">交通事業対策部</td><td>交 通 班</td></tr><tr><td>庶 務 班 建 築 住 宅 班 道 路 班 河 川 砂 防 班 建 設 事 務 所 班</td><td>庶 務 班 道 道 班 水 道 班</td></tr><tr><td rowspan="2">環 境 対 策 部</td><td rowspan="2">協 力 部</td><td rowspan="2">第 1 班 第 2 班 第 3 班 第 4 班 第 5 班</td><td rowspan="2">病 院 班</td></tr><tr><td>富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部</td></tr><tr><td>市民生活対策部</td><td>庶 務 班 税 務 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">保健福祉対策部</td><td rowspan="2">庶 務 班 福 祉 避 難 所 班 援 護 班 医 療 救 護 班 避 難 班 診 療 班</td><td></td><td></td></tr></table>	本部長	市 長	副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長	諸富支所対策部	支所対策班	大和支所対策部	支所対策班	富士支所対策部	支所対策班	三瀬支所対策部	支所対策班	川副支所対策部	支所対策班	東与賀支所対策部	支所対策班	久保田支所対策部	支所対策班	対策部	班	対策部	班	総 務 対 策 部	総 括 班 動 員 班 秘 書 班 経 理 班	こども未来対策部	庶 務 班 こ ど も 班	連 絡 調 整 班	庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班	政策推進対策部	連 絡 調 整 班	地域 共創 対策部	庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班	経 済 対 策 部	庶 務 班	農林水産対策部	庶務農業振興班 水 産 班 農 村 環 境 班 森 林 整 備 班	教 育 対 策 部	庶 学 校 教 育 班 図 書 館 班 社 会 教 育 班	建設・都市戦略対 策 部	交通事業対策部	交 通 班	庶 務 班 建 築 住 宅 班 道 路 班 河 川 砂 防 班 建 設 事 務 所 班	庶 務 班 道 道 班 水 道 班	環 境 対 策 部	協 力 部	第 1 班 第 2 班 第 3 班 第 4 班 第 5 班	病 院 班	富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部	市民生活対策部	庶 務 班 税 務 班			保健福祉対策部	庶 務 班 福 祉 避 難 所 班 援 護 班 医 療 救 護 班 避 難 班 診 療 班			組織改編による改正
本部長	市 長																																																																																																																		
副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長																																																																																																																		
諸富支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
大和支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
富士支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
三瀬支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
川副支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
東与賀支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
久保田支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
対策部	班	対策部	班																																																																																																																
総 務 対 策 部	総 括 班 動 員 班 秘 書 班 経 理 班	こども未来対策部	庶 務 班 こ ど も 班																																																																																																																
	連 絡 調 整 班		庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班																																																																																																																
政策推進対策部	連 絡 調 整 班	地域 振興 対策部	庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班																																																																																																																
経 済 対 策 部	庶 務 班																																																																																																																		
農林水産対策部	庶務農業振興班 水 産 班 農 村 環 境 班 森 林 整 備 班	教 育 対 策 部	庶 学 校 教 育 班 図 書 館 班 社 会 教 育 班																																																																																																																
	建設・都市戦略対 策 部		交通事業対策部	交 通 班																																																																																																															
庶 務 班 建 築 住 宅 班 道 路 班 河 川 砂 防 班 建 設 事 務 所 班		庶 務 班 道 道 班 水 道 班																																																																																																																	
環 境 対 策 部	協 力 部	第 1 班 第 2 班 第 3 班 第 4 班 第 5 班	病 院 班																																																																																																																
				富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部																																																																																																															
市民生活対策部	庶 務 班 税 務 班																																																																																																																		
保健福祉対策部	庶 務 班 福 祉 避 難 所 班 援 護 班 医 療 救 護 班 避 難 班 診 療 班																																																																																																																		
		本部長	市 長																																																																																																																
副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長																																																																																																																		
諸富支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
大和支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
富士支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
三瀬支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
川副支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
東与賀支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
久保田支所対策部	支所対策班																																																																																																																		
対策部	班	対策部	班																																																																																																																
総 務 対 策 部	総 括 班 動 員 班 秘 書 班 経 理 班	こども未来対策部	庶 務 班 こ ど も 班																																																																																																																
	連 絡 調 整 班		庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班																																																																																																																
政策推進対策部	連 絡 調 整 班	地域 共創 対策部	庶 務 協 働 班 文 化 班 ス ポ ー ツ 振 興 班																																																																																																																
経 済 対 策 部	庶 務 班																																																																																																																		
農林水産対策部	庶務農業振興班 水 産 班 農 村 環 境 班 森 林 整 備 班	教 育 対 策 部	庶 学 校 教 育 班 図 書 館 班 社 会 教 育 班																																																																																																																
	建設・都市戦略対 策 部		交通事業対策部	交 通 班																																																																																																															
庶 務 班 建 築 住 宅 班 道 路 班 河 川 砂 防 班 建 設 事 務 所 班		庶 務 班 道 道 班 水 道 班																																																																																																																	
環 境 対 策 部	協 力 部	第 1 班 第 2 班 第 3 班 第 4 班 第 5 班	病 院 班																																																																																																																
				富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部																																																																																																															
市民生活対策部	庶 務 班 税 務 班																																																																																																																		
保健福祉対策部	庶 務 班 福 祉 避 難 所 班 援 護 班 医 療 救 護 班 避 難 班 診 療 班																																																																																																																		

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

94

【対策部組織表】
(略)

政策推進対策部	部 長 副部長	政 策 推 進 部 長 政 策 推 進 部 副 部 長	連絡調整班	○企画政策課長 行政マネジメント課長 デジタル推進課長 DX 推進課長 男女共同参画課長 駐屯地対策室長
経 済 対 策 部	部 長 副部長	経 済 部 長 経 済 部 副 部 長	庶 務 班	○経済政策課長 企業立地課長 観光振興課長 中心市街地振興室長

(略)

地域振興対策部	部 長 副部長	地 域 振 興 部 長 地 域 振 興 部 副 部 長	庶務協働班	○地域政策課長 協働推進課長 公民館支援課長 歴史・文化課長
			文 化 班	○文化財課長
			スポーツ振興班	○スポーツ振興課長

(略)

【対策部の所掌事務】
(略)

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
政策推進対策部	連絡調整班	企 画 政 策 課 行政マネジメント課 デジタル推進課 D X 推 進 課 男女共同参画課 駐 屯 地 調整室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 コールセンターの設置及び運営に関すること。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関すること。 4 各種情報及び被害情報の収集に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関すること。

98

【対策部組織表】
(略)

政策推進対策部	部 長 副部長	政 策 推 進 部 長 政 策 推 進 部 副 部 長	連絡調整班	○企画政策課長 行政マネジメント課長 デジタル推進課長 DX 推進課長 男女共同参画課長 駐屯地調整室長
			支 援 班	○中山間地域振興課長
経 済 対 策 部	部 長 副部長	経 済 部 長 経 済 部 副 部 長	庶 務 班	○経済政策課長 企業立地課長 観光振興課長 中心市街地振興室長 歴史・文化課長

(略)

地域共創対策部	部 長 副部長	地 域 共 創 部 長 地 域 共 創 部 副 部 長	庶務協働班	○協働推進課長 公民館支援課長
			文 化 班	○文化財課長
			スポーツ振興班	○スポーツ振興課長

(略)

【対策部の所掌事務】
(略)

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
政策推進対策部	連絡調整班	企 画 政 策 課 行政マネジメント課 デジタル推進課 D X 推 進 課 男女共同参画課 駐 屯 地 調整室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 コールセンターの設置及び運営に関すること。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関すること。 4 各種情報及び被害情報の収集に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関すること。
	支援班	中山間地域振興課	[共通] 1 関係施設の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に 関すること。 [災害応急対策期] 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。(富士地区内)

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前				修正後				備考	
101	経済対策部	庶務班	経済政策課 企業立地課 観光振興課 中心市街地振興室	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] <u>3</u> 工場及び事業場の被害調査に関すること。 <u>4</u> 観光施設の被害調査に関すること。 <u>5</u> 罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関すること。	経済対策部	庶務班	経済政策課 企業立地課 観光振興課 中心市街地振興室 <u>歴史・文化課</u>	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 <u>3 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。(公民館等)</u> [災害復旧・復興対策期] <u>4</u> 工場及び事業場の被害調査に関すること。 <u>5</u> 観光施設・ <u>文化施設等</u> の被害調査に関すること。 <u>6</u> 罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関すること。		
				(略)				(略)		
	<u>地域振興</u> 対策部	庶務協働班	<u>地域政策課</u> <u>協働推進課</u> <u>公民館支援課</u> <u>歴史・文化課</u>	[共通] 1 地域 <u>振興</u> 対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 公民館 <u>及び文化施設等</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。(公民館等) [災害復旧・復興対策期] 4 ボランティア活動に関すること。	<u>地域共創</u> 対策部	庶務協働班	協働推進課 公民館支援課	[共通] 1 地域 <u>共創</u> 対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 公民館の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。(公民館等) [災害復旧・復興対策期] 4 ボランティア活動に関すること。		
				文化班				文化財課		[共通] 1 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
				スポーツ振興班				スポーツ振興課		[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	上下水道事業対策部	庶務班	総務課 財務課 業務課	[共通] 1 上下水道事業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 上下水道事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 3 他事業体との連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 4 電話等による情報の取得及び整理に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 各種報告書の作成に関すること。	上下水道事業対策部	庶務班	総務課 財務課 業務課	[共通] 1 上下水道事業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 上下水道事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 3 他事業体との連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 4 電話等による情報の取得及び整理に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 各種報告書の作成に関すること。		
水道班				水道工務課 浄水課				[共通] 1 水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 浄水場及び圧送施設の運転に関すること。		水道班

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前				修正後				備考																																																								
102		下水道班	下水道工務課 下水道施設課 給排水設備課	〔共通〕 1 下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関すること。 〔災害応急対策期〕 2 下水浄化センター及びポンプ場の運転に関すること。 3 <u>給排水設備の不具合に対する問合せに関すること。</u>		下水道班	下水道工務課 下水道施設課 給排水設備課	〔共通〕 1 下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関すること。 〔災害応急対策期〕 2 下水浄化センター及びポンプ場の運転に関すること。																																																									
107	（略） 第2節 災害発生直前対策 （略） 第1項 警報等の伝達等 （略） 1 風水害に係る警報等の種類 （1）気象関係 <u>ア 特別警報、警報、注意報</u> <table><tr><td><u>特別警報</u></td><td>暴風雪 特別警報</td><td>暴風 特別警報</td><td><u>大雨</u> <u>特別警報</u></td><td>大雪 特別警報</td><td><u>高潮</u> <u>特別警報</u></td><td>波浪 特別警報</td><td></td></tr><tr><td><u>警報</u></td><td>暴風雪 警報</td><td>暴風 警報</td><td><u>大雨</u> <u>警報</u></td><td>大雪 警報</td><td><u>高潮</u> <u>警報</u></td><td>波浪 警報</td><td><u>洪水</u> <u>警報</u></td></tr><tr><td><u>注意報</u></td><td>風雪 注意報</td><td>強風 注意報</td><td><u>大雨</u> <u>注意報</u></td><td>大雪 注意報</td><td><u>高潮</u> <u>注意報</u></td><td>波浪 注意報</td><td><u>洪水</u> <u>注意報</u></td></tr></table> （新設） <u>イ</u> （略） <u>ウ</u> その他の情報 <u>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布）</u>				<u>特別警報</u>	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	<u>大雨</u> <u>特別警報</u>	大雪 特別警報	<u>高潮</u> <u>特別警報</u>	波浪 特別警報		<u>警報</u>	暴風雪 警報	暴風 警報	<u>大雨</u> <u>警報</u>	大雪 警報	<u>高潮</u> <u>警報</u>	波浪 警報	<u>洪水</u> <u>警報</u>	<u>注意報</u>	風雪 注意報	強風 注意報	<u>大雨</u> <u>注意報</u>	大雪 注意報	<u>高潮</u> <u>注意報</u>	波浪 注意報	<u>洪水</u> <u>注意報</u>	（略） 第2節 災害発生直前対策 （略） 第1項 警報等の伝達等 （略） 1 風水害に係る警報等の種類 （1）気象関係 <u>ア 警戒レベル相当情報の特別警報、危険警報、警報、注意報</u> <table><tr><td><u>警戒レベル</u> <u>5相当</u></td><td><u>レベル5</u> <u>大雨特別警報</u></td><td><u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u></td><td><u>レベル5</u> <u>高潮特別警報</u></td><td><u>レベル5</u> <u>土砂災害特別警報</u></td></tr><tr><td><u>警戒レベル</u> <u>4相当</u></td><td><u>レベル4</u> <u>大雨特別警報</u></td><td><u>レベル4</u> <u>氾濫特別警報</u></td><td><u>レベル4</u> <u>高潮特別警報</u></td><td><u>レベル4</u> <u>土砂災害特別警報</u></td></tr><tr><td><u>警戒レベル</u> <u>3相当</u></td><td><u>レベル3</u> <u>大雨特別警報</u></td><td><u>レベル3</u> <u>氾濫特別警報</u></td><td><u>レベル3</u> <u>高潮特別警報</u></td><td><u>レベル3</u> <u>土砂災害特別警報</u></td></tr><tr><td><u>警戒レベル</u> <u>2相当</u></td><td><u>レベル2</u> <u>大雨特別警報</u></td><td><u>レベル2</u> <u>氾濫特別警報</u></td><td><u>レベル2</u> <u>高潮特別警報</u></td><td><u>レベル2</u> <u>土砂災害特別警報</u></td></tr></table> <u>イ 警戒レベル相当情報以外の特別警報、危険警報、警報、注意報</u> <table><tr><td><u>波浪特別警報</u></td><td><u>暴風特別警報</u></td><td><u>暴風雪特別警報</u></td><td><u>大雪特別警報</u></td></tr><tr><td><u>波浪警報</u></td><td><u>暴風警報</u></td><td><u>暴風雪警報</u></td><td><u>大雪警報</u></td></tr><tr><td><u>波浪注意報</u></td><td><u>強風注意報</u></td><td><u>風雪注意報</u></td><td><u>大雪注意報</u></td></tr></table> <u>ウ</u> （略） <u>エ</u> その他の情報 <u>気象防災速報（記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前、短時間大雪、竜巻注意/竜巻目撃 等）、気象解説情報（線状降水帯半日前予測、台風第〇号、大雨 等）、早期注意情報（警報級の可能性）、時系列情報（明日までの警報等の見通し）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</u>				<u>警戒レベル</u> <u>5相当</u>	<u>レベル5</u> <u>大雨特別警報</u>	<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>レベル5</u> <u>高潮特別警報</u>	<u>レベル5</u> <u>土砂災害特別警報</u>	<u>警戒レベル</u> <u>4相当</u>	<u>レベル4</u> <u>大雨特別警報</u>	<u>レベル4</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>レベル4</u> <u>高潮特別警報</u>	<u>レベル4</u> <u>土砂災害特別警報</u>	<u>警戒レベル</u> <u>3相当</u>	<u>レベル3</u> <u>大雨特別警報</u>	<u>レベル3</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>レベル3</u> <u>高潮特別警報</u>	<u>レベル3</u> <u>土砂災害特別警報</u>	<u>警戒レベル</u> <u>2相当</u>	<u>レベル2</u> <u>大雨特別警報</u>	<u>レベル2</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>レベル2</u> <u>高潮特別警報</u>	<u>レベル2</u> <u>土砂災害特別警報</u>	<u>波浪特別警報</u>	<u>暴風特別警報</u>	<u>暴風雪特別警報</u>	<u>大雪特別警報</u>	<u>波浪警報</u>	<u>暴風警報</u>	<u>暴風雪警報</u>	<u>大雪警報</u>	<u>波浪注意報</u>	<u>強風注意報</u>	<u>風雪注意報</u>	<u>大雪注意報</u>	新しい防災気象情報の運用開始に伴う改正
	<u>特別警報</u>	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	<u>大雨</u> <u>特別警報</u>	大雪 特別警報	<u>高潮</u> <u>特別警報</u>	波浪 特別警報																																																										
	<u>警報</u>	暴風雪 警報	暴風 警報	<u>大雨</u> <u>警報</u>	大雪 警報	<u>高潮</u> <u>警報</u>	波浪 警報	<u>洪水</u> <u>警報</u>																																																									
	<u>注意報</u>	風雪 注意報	強風 注意報	<u>大雨</u> <u>注意報</u>	大雪 注意報	<u>高潮</u> <u>注意報</u>	波浪 注意報	<u>洪水</u> <u>注意報</u>																																																									
	<u>警戒レベル</u> <u>5相当</u>	<u>レベル5</u> <u>大雨特別警報</u>	<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>レベル5</u> <u>高潮特別警報</u>	<u>レベル5</u> <u>土砂災害特別警報</u>																																																												
<u>警戒レベル</u> <u>4相当</u>	<u>レベル4</u> <u>大雨特別警報</u>	<u>レベル4</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>レベル4</u> <u>高潮特別警報</u>	<u>レベル4</u> <u>土砂災害特別警報</u>																																																													
<u>警戒レベル</u> <u>3相当</u>	<u>レベル3</u> <u>大雨特別警報</u>	<u>レベル3</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>レベル3</u> <u>高潮特別警報</u>	<u>レベル3</u> <u>土砂災害特別警報</u>																																																													
<u>警戒レベル</u> <u>2相当</u>	<u>レベル2</u> <u>大雨特別警報</u>	<u>レベル2</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>レベル2</u> <u>高潮特別警報</u>	<u>レベル2</u> <u>土砂災害特別警報</u>																																																													
<u>波浪特別警報</u>	<u>暴風特別警報</u>	<u>暴風雪特別警報</u>	<u>大雪特別警報</u>																																																														
<u>波浪警報</u>	<u>暴風警報</u>	<u>暴風雪警報</u>	<u>大雪警報</u>																																																														
<u>波浪注意報</u>	<u>強風注意報</u>	<u>風雪注意報</u>	<u>大雪注意報</u>																																																														

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																						
107	特別警報の発表基準 <table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="6">気象特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</td></tr></table> 警報の発表基準 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="6">気象警報</td><td>発表基準</td><td>20m/s</td></tr><tr><td>暴風警報（平均風速）</td><td>20m/s</td></tr><tr><td>暴風雪警報（平均風速）</td><td>20m/s、雪を伴う</td></tr><tr><td>波浪警報(有義波高)</td><td>2.5m</td></tr><tr><td>高潮警報（潮位：TP 上）</td><td>4.3m</td></tr><tr><td>大雨警報</td><td>表面雨量指数基準：27，土壌雨量指数基準：147</td></tr><tr><td></td><td>洪水警報</td><td>流域雨量指数基準 新川流域=8.5、城原川流域=21.3、巨勢川流域=14.6、黒川流域=6.4、金立川流域=4.8、焼原川流域=8、佐賀江川流域=25.5、中池江川流域=11.9、八田江流域=15.7、本庄江流域=9.3、名尾川流域=15.6、小副川川流域=10.3、天河川流域=11.7、神水川流域=15.1、初瀬川流域=14.4、西平川流域=7.3、山王川流域=8.1、福所江流域=12.4 複合基準（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値 黒川流域=（25、5.7），佐賀江川流域=（15、13.7），八田江流域=（27、8.8），本庄江流域=（9、6.3） 指定河川洪水予報による基準 筑後川下流部〔瀬ノ下〕，牛津川〔妙見橋〕，嘉瀬川〔川上〕</td></tr><tr><td></td><td>大雪警報</td><td>12時間降雪の深さ（平地10cm、山地20cm）</td></tr></table>	種類		発表基準	気象特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	種 類		発表基準	気象警報	発表基準	20m/s	暴風警報（平均風速）	20m/s	暴風雪警報（平均風速）	20m/s、雪を伴う	波浪警報(有義波高)	2.5m	高潮警報（潮位：TP 上）	4.3m	大雨警報	表面雨量指数基準：27，土壌雨量指数基準：147		洪水警報	流域雨量指数基準 新川流域=8.5、城原川流域=21.3、巨勢川流域=14.6、黒川流域=6.4、金立川流域=4.8、焼原川流域=8、佐賀江川流域=25.5、中池江川流域=11.9、八田江流域=15.7、本庄江流域=9.3、名尾川流域=15.6、小副川川流域=10.3、天河川流域=11.7、神水川流域=15.1、初瀬川流域=14.4、西平川流域=7.3、山王川流域=8.1、福所江流域=12.4 複合基準（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値 黒川流域=（25、5.7），佐賀江川流域=（15、13.7），八田江流域=（27、8.8），本庄江流域=（9、6.3） 指定河川洪水予報による基準 筑後川下流部〔瀬ノ下〕，牛津川〔妙見橋〕，嘉瀬川〔川上〕		大雪警報	12時間降雪の深さ（平地10cm、山地20cm）	(削除) (削除)	
種類		発表基準																																							
気象特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合																																							
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																																							
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																							
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																							
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合																																							
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合																																							
種 類		発表基準																																							
気象警報	発表基準	20m/s																																							
	暴風警報（平均風速）	20m/s																																							
	暴風雪警報（平均風速）	20m/s、雪を伴う																																							
	波浪警報(有義波高)	2.5m																																							
	高潮警報（潮位：TP 上）	4.3m																																							
	大雨警報	表面雨量指数基準：27，土壌雨量指数基準：147																																							
	洪水警報	流域雨量指数基準 新川流域=8.5、城原川流域=21.3、巨勢川流域=14.6、黒川流域=6.4、金立川流域=4.8、焼原川流域=8、佐賀江川流域=25.5、中池江川流域=11.9、八田江流域=15.7、本庄江流域=9.3、名尾川流域=15.6、小副川川流域=10.3、天河川流域=11.7、神水川流域=15.1、初瀬川流域=14.4、西平川流域=7.3、山王川流域=8.1、福所江流域=12.4 複合基準（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値 黒川流域=（25、5.7），佐賀江川流域=（15、13.7），八田江流域=（27、8.8），本庄江流域=（9、6.3） 指定河川洪水予報による基準 筑後川下流部〔瀬ノ下〕，牛津川〔妙見橋〕，嘉瀬川〔川上〕																																							
	大雪警報	12時間降雪の深さ（平地10cm、山地20cm）																																							

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前			修正後	備考																											
	注意報の発表基準 <table><tr><td rowspan="13">気象注意報</td><td>種 類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td><u>強風注意報</u> (平均風速)</td><td><u>10m/s[佐賀 12m/ s]</u></td></tr><tr><td><u>風雪注意報</u> (平均風速)</td><td><u>10m/s[佐賀 12m/ s]、雪を伴う</u></td></tr><tr><td><u>波浪注意報</u> (有義波高)</td><td><u>1.5m</u></td></tr><tr><td><u>高 潮 注 意 報</u> (潮位：TP 上)</td><td><u>3.8m</u></td></tr><tr><td><u>大雨注意報</u></td><td><u>表面雨量指数基準：12、土壌雨量指数基準：119</u></td></tr><tr><td><u>洪水注意報</u></td><td><u>流域雨量指数基準</u> <u>新川流域=6.8、城原川流域=17、巨勢川流域=11.6、黒川流域=5.1、</u> <u>金立川流域=3.9、焼原川流域=6.4、佐賀江川流域=20.4、</u> <u>中池江川流域=9.5、八田江流域=12.5、本庄江流域=7.4、</u> <u>名尾川流域=12.4、小副川川流域=8.2、天河川流域=9.3、</u> <u>神水川流域=12、初瀬川流域=11.5、西平川流域=5.8、</u> <u>山王川流域=6.4、福所江流域=9.9</u> <u>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値</u> <u>早津江川流域＝（6、9.9），筑後川流域=（10、69.2）、</u> <u>嘉瀬川流域=（6、35.8）、巨勢川流域=（6、11.6）、</u> <u>黒川流域=（6、5.1）、金立川流域=（6、3.8）、</u> <u>佐賀江川流域=（10、12.3）、八田江流域=（6、7.9）、</u> <u>本庄江流域=（6、5.7）、名尾川流域=（6、12.4）、</u> <u>小副川川流域=（6、8.2）、天河川流域=（10、7.4）、</u> <u>神水川流域=（6、12）、初瀬川流域=（6、11.5）</u> <u>指定河川洪水予報による基準</u> <u>筑後川下流部〔瀬ノ下〕、嘉瀬川〔川上〕</u></td></tr><tr><td><u>雷 注 意 報</u></td><td><u>落雷等により、被害が予想される場合</u></td></tr><tr><td><u>大雪注意報</u></td><td><u>12 時間降雪の深さ（平地 3 cm、山地 5 cm）</u></td></tr><tr><td><u>乾燥注意報</u></td><td><u>最小湿度 45％で、実効湿度が 65％</u></td></tr><tr><td><u>濃霧注意報</u></td><td><u>陸上 100 m、海上 500 m</u></td></tr><tr><td><u>霜 注 意 報</u></td><td><u>11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜、最低気温 4℃以下</u></td></tr><tr><td><u>なだれ注意報</u></td><td><u>積雪の深さ 100 cm以上あり、次のいずれかの場合</u> <u>① 気温 3℃以上の好天</u> <u>② 低気圧等による降雨</u> <u>③ 降雪の深さ 30 cm以上</u></td></tr></table>			気象注意報	種 類	発表基準	<u>強風注意報</u> (平均風速)	<u>10m/s[佐賀 12m/ s]</u>	<u>風雪注意報</u> (平均風速)	<u>10m/s[佐賀 12m/ s]、雪を伴う</u>	<u>波浪注意報</u> (有義波高)	<u>1.5m</u>	<u>高 潮 注 意 報</u> (潮位：TP 上)	<u>3.8m</u>	<u>大雨注意報</u>	<u>表面雨量指数基準：12、土壌雨量指数基準：119</u>	<u>洪水注意報</u>	<u>流域雨量指数基準</u> <u>新川流域=6.8、城原川流域=17、巨勢川流域=11.6、黒川流域=5.1、</u> <u>金立川流域=3.9、焼原川流域=6.4、佐賀江川流域=20.4、</u> <u>中池江川流域=9.5、八田江流域=12.5、本庄江流域=7.4、</u> <u>名尾川流域=12.4、小副川川流域=8.2、天河川流域=9.3、</u> <u>神水川流域=12、初瀬川流域=11.5、西平川流域=5.8、</u> <u>山王川流域=6.4、福所江流域=9.9</u> <u>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値</u> <u>早津江川流域＝（6、9.9），筑後川流域=（10、69.2）、</u> <u>嘉瀬川流域=（6、35.8）、巨勢川流域=（6、11.6）、</u> <u>黒川流域=（6、5.1）、金立川流域=（6、3.8）、</u> <u>佐賀江川流域=（10、12.3）、八田江流域=（6、7.9）、</u> <u>本庄江流域=（6、5.7）、名尾川流域=（6、12.4）、</u> <u>小副川川流域=（6、8.2）、天河川流域=（10、7.4）、</u> <u>神水川流域=（6、12）、初瀬川流域=（6、11.5）</u> <u>指定河川洪水予報による基準</u> <u>筑後川下流部〔瀬ノ下〕、嘉瀬川〔川上〕</u>	<u>雷 注 意 報</u>	<u>落雷等により、被害が予想される場合</u>	<u>大雪注意報</u>	<u>12 時間降雪の深さ（平地 3 cm、山地 5 cm）</u>	<u>乾燥注意報</u>	<u>最小湿度 45％で、実効湿度が 65％</u>	<u>濃霧注意報</u>	<u>陸上 100 m、海上 500 m</u>	<u>霜 注 意 報</u>	<u>11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜、最低気温 4℃以下</u>	<u>なだれ注意報</u>	<u>積雪の深さ 100 cm以上あり、次のいずれかの場合</u> <u>① 気温 3℃以上の好天</u> <u>② 低気圧等による降雨</u> <u>③ 降雪の深さ 30 cm以上</u>	(削除)	
気象注意報	種 類	発表基準																														
	<u>強風注意報</u> (平均風速)	<u>10m/s[佐賀 12m/ s]</u>																														
	<u>風雪注意報</u> (平均風速)	<u>10m/s[佐賀 12m/ s]、雪を伴う</u>																														
	<u>波浪注意報</u> (有義波高)	<u>1.5m</u>																														
	<u>高 潮 注 意 報</u> (潮位：TP 上)	<u>3.8m</u>																														
	<u>大雨注意報</u>	<u>表面雨量指数基準：12、土壌雨量指数基準：119</u>																														
	<u>洪水注意報</u>	<u>流域雨量指数基準</u> <u>新川流域=6.8、城原川流域=17、巨勢川流域=11.6、黒川流域=5.1、</u> <u>金立川流域=3.9、焼原川流域=6.4、佐賀江川流域=20.4、</u> <u>中池江川流域=9.5、八田江流域=12.5、本庄江流域=7.4、</u> <u>名尾川流域=12.4、小副川川流域=8.2、天河川流域=9.3、</u> <u>神水川流域=12、初瀬川流域=11.5、西平川流域=5.8、</u> <u>山王川流域=6.4、福所江流域=9.9</u> <u>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値</u> <u>早津江川流域＝（6、9.9），筑後川流域=（10、69.2）、</u> <u>嘉瀬川流域=（6、35.8）、巨勢川流域=（6、11.6）、</u> <u>黒川流域=（6、5.1）、金立川流域=（6、3.8）、</u> <u>佐賀江川流域=（10、12.3）、八田江流域=（6、7.9）、</u> <u>本庄江流域=（6、5.7）、名尾川流域=（6、12.4）、</u> <u>小副川川流域=（6、8.2）、天河川流域=（10、7.4）、</u> <u>神水川流域=（6、12）、初瀬川流域=（6、11.5）</u> <u>指定河川洪水予報による基準</u> <u>筑後川下流部〔瀬ノ下〕、嘉瀬川〔川上〕</u>																														
	<u>雷 注 意 報</u>	<u>落雷等により、被害が予想される場合</u>																														
	<u>大雪注意報</u>	<u>12 時間降雪の深さ（平地 3 cm、山地 5 cm）</u>																														
	<u>乾燥注意報</u>	<u>最小湿度 45％で、実効湿度が 65％</u>																														
	<u>濃霧注意報</u>	<u>陸上 100 m、海上 500 m</u>																														
	<u>霜 注 意 報</u>	<u>11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜、最低気温 4℃以下</u>																														
	<u>なだれ注意報</u>	<u>積雪の深さ 100 cm以上あり、次のいずれかの場合</u> <u>① 気温 3℃以上の好天</u> <u>② 低気圧等による降雨</u> <u>③ 降雪の深さ 30 cm以上</u>																														

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前			修正後		備考														
108		<table><tr><td rowspan="3"></td><td><u>低温注意報</u></td><td colspan="2"><u>夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u> <u>冬期：平野部で最低気温－3℃以下</u></td></tr><tr><td><u>着氷注意報</u></td><td colspan="2"><u>気温－2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上</u></td></tr><tr><td><u>着雪注意報</u></td><td colspan="2"><u>気温－2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>記録的短時間大雨情報</u></td><td><u>1時間雨量</u></td><td><u>110mm</u></td><td></td></tr></table>		<u>低温注意報</u>	<u>夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u> <u>冬期：平野部で最低気温－3℃以下</u>		<u>着氷注意報</u>	<u>気温－2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上</u>		<u>着雪注意報</u>	<u>気温－2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上</u>		<u>記録的短時間大雨情報</u>		<u>1時間雨量</u>	<u>110mm</u>				
		<u>低温注意報</u>		<u>夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u> <u>冬期：平野部で最低気温－3℃以下</u>																
		<u>着氷注意報</u>		<u>気温－2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上</u>																
		<u>着雪注意報</u>	<u>気温－2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上</u>																	
	<u>記録的短時間大雨情報</u>		<u>1時間雨量</u>	<u>110mm</u>																
	(略)																			
	(3) 水位情報の周知																			
	(略)																			
	イ 内水																			
	市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする																			
(略)																				
(5) <u>土砂災害警戒情報</u> 等の周知																				
国と県は、市長が防災活動や市民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。																				
これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。																				
市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、LINE、架電、さがんメール、広報車、携帯電話の緊急速報メールなど保有するあらゆる手段を活用し支所を経由するなどして、市民に対し迅速かつ的確に伝達する。																				
ア <u>土砂災害警戒情報</u>																				
大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。																				
イ 土砂災害緊急情報																				
大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知するとともに一般に周知する。																				

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																
109	(6) 避難情報等 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>市民がとるべき行動</th><th>行動を促す情報</th><th>警戒レベル相当情報</th></tr><tr><td>警戒レベル5 (市が発令)</td><td>命の危険 直ちに安全確保！</td><td>緊急安全確保</td><td>氾濫発生情報 <u>大雨特別警報</u> 等</td></tr><tr><td>警戒レベル4 (市が発令)</td><td>危険な場所から全員避難</td><td>避難指示</td><td>氾濫危険情報 <u>土砂災害警戒情報</u>等</td></tr><tr><td>警戒レベル3 (市が発令)</td><td>危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難</td><td>高齢者等避難</td><td>氾濫警戒情報 <u>大雨・洪水警報</u> 等</td></tr><tr><td>警戒レベル2 (気象庁が発令)</td><td>避難行動の確認</td><td><u>大雨・洪水注意報</u></td><td>氾濫注意情報</td></tr><tr><td>警戒レベル1 (気象庁が発令)</td><td>心構えを高める</td><td>早期注意情報</td><td></td></tr></table> (略)	警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 <u>大雨特別警報</u> 等	警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 <u>土砂災害警戒情報</u> 等	警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <u>大雨・洪水警報</u> 等	警戒レベル2 (気象庁が発令)	避難行動の確認	<u>大雨・洪水注意報</u>	氾濫注意情報	警戒レベル1 (気象庁が発令)	心構えを高める	早期注意情報		(6) 避難情報等 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>市民がとるべき行動</th><th>行動を促す情報</th><th>警戒レベル相当情報</th></tr><tr><td>警戒レベル5 (市が発令)</td><td>命の危険 直ちに安全確保！</td><td>緊急安全確保</td><td>氾濫発生情報 <u>レベル5 氾濫・大雨・土砂災害・高潮特別警報</u> 等</td></tr><tr><td>警戒レベル4 (市が発令)</td><td>危険な場所から全員避難</td><td>避難指示</td><td>氾濫危険情報 <u>レベル4 氾濫・大雨・土砂災害・高潮危険警報</u> 等</td></tr><tr><td>警戒レベル3 (市が発令)</td><td>危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難</td><td>高齢者等避難</td><td>氾濫警戒情報 <u>レベル3 氾濫・大雨・土砂災害・高潮警報</u> 等</td></tr><tr><td>警戒レベル2 (気象庁が発令)</td><td>避難行動の確認</td><td><u>レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報</u> 等</td><td>氾濫注意情報 <u>レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報</u> 等</td></tr><tr><td>警戒レベル1 (気象庁が発令)</td><td>心構えを高める</td><td>早期注意情報</td><td></td></tr></table> (略)	警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 <u>レベル5 氾濫・大雨・土砂災害・高潮特別警報</u> 等	警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 <u>レベル4 氾濫・大雨・土砂災害・高潮危険警報</u> 等	警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <u>レベル3 氾濫・大雨・土砂災害・高潮警報</u> 等	警戒レベル2 (気象庁が発令)	避難行動の確認	<u>レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報</u> 等	氾濫注意情報 <u>レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報</u> 等	警戒レベル1 (気象庁が発令)	心構えを高める	早期注意情報		
警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																
警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 <u>大雨特別警報</u> 等																																																
警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 <u>土砂災害警戒情報</u> 等																																																
警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <u>大雨・洪水警報</u> 等																																																
警戒レベル2 (気象庁が発令)	避難行動の確認	<u>大雨・洪水注意報</u>	氾濫注意情報																																																
警戒レベル1 (気象庁が発令)	心構えを高める	早期注意情報																																																	
警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																
警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 <u>レベル5 氾濫・大雨・土砂災害・高潮特別警報</u> 等																																																
警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 <u>レベル4 氾濫・大雨・土砂災害・高潮危険警報</u> 等																																																
警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <u>レベル3 氾濫・大雨・土砂災害・高潮警報</u> 等																																																
警戒レベル2 (気象庁が発令)	避難行動の確認	<u>レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報</u> 等	氾濫注意情報 <u>レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報</u> 等																																																
警戒レベル1 (気象庁が発令)	心構えを高める	早期注意情報																																																	
111	2 警報等の伝達 (略) (1) 気象情報伝達体制 (略) (2) 指定河川の<u>洪水</u>予報 (略) (3) 水防体系	2 警報等の伝達 (略) (1) 気象情報伝達体制 (略) (2) 指定河川の<u>河川氾濫、大雨</u>予報 (略) (3) 水防体系																																																	
112	<u>洪水、大雨</u>注意報等 (4) <u>土砂災害警戒情報</u> (略) (5) (略) 3 警報等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台<u>及び県</u>は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて<u>大雨警報・大雨注意報、土砂災害警戒情報及び洪水警報・洪水注意報</u>の発表基準の引下げを実施するものとする。	<u>河川氾濫、大雨、土砂災害</u>注意報等 (4) <u>土砂災害に関する防災気象情報</u> (略) (5) (略) 3 警報等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて<u>警報、注意報等の</u>発表基準の引下げを実施するものとする。																																																	

頁	修正前	修正後	備考																												
115	(略) 第3項 災害未然防止活動 (略) 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 (略) 第3節～第5節 (略) 第6節 自衛隊災害派遣要請計画 (略) 第2項 災害派遣要請 (略) 2 要請先及び手続 市長は知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を行う。 (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) その他参考になるべき事項 この要請は、危機管理防災課が担当する。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出する。 「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧 <table><tr><th>区分</th><th>部隊の長</th><th>住 所 (担任部署)</th><th>電話番号</th><th>災害派遣の担任</th></tr><tr><td rowspan="2">陸 上 自衛隊</td><td>西部方面総監</td><td>熊本市東町1丁目1番1号</td><td>(096) 368-5111</td><td>九 州</td></tr><tr><td>第4師団長</td><td>福岡県春日市大和町5番12号 (師団司令部第3部)</td><td>(092) 591-1020</td><td>福岡県、佐賀県 長崎県、大分県</td></tr></table>	区分	部隊の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	陸 上 自衛隊	西部方面総監	熊本市東町1丁目1番1号	(096) 368-5111	九 州	第4師団長	福岡県春日市大和町5番12号 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県	(略) 第3項 災害未然防止活動 (略) 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物新物資システム（B－P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 (略) 第3節～第5節 (略) 第6節 自衛隊災害派遣要請計画 (略) 第2項 災害派遣要請 (略) 2 要請先及び手続 市長は知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を行う。 (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) その他参考になるべき事項 この要請は、危機管理防災課が担当する。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出する。 「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧 <table><tr><th>区分</th><th>部隊の長</th><th>住 所 (担任部署)</th><th>電話番号</th><th>災害派遣の担任</th></tr><tr><td rowspan="2">陸 上 自衛隊</td><td>西部方面総監</td><td>熊本市東町1丁目1番1号</td><td>(096) 368-5111</td><td>九 州</td></tr><tr><td>第4師団長</td><td>福岡県春日市大和町5番12号 (師団司令部第3部)</td><td>(092) 591-1020</td><td>福岡県、佐賀県 長崎県、大分県</td></tr></table>	区分	部隊の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	陸 上 自衛隊	西部方面総監	熊本市東町1丁目1番1号	(096) 368-5111	九 州	第4師団長	福岡県春日市大和町5番12号 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県	国基本計画に 準じた修正
区分	部隊の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																											
陸 上 自衛隊	西部方面総監	熊本市東町1丁目1番1号	(096) 368-5111	九 州																											
	第4師団長	福岡県春日市大和町5番12号 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県																											
区分	部隊の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																											
陸 上 自衛隊	西部方面総監	熊本市東町1丁目1番1号	(096) 368-5111	九 州																											
	第4師団長	福岡県春日市大和町5番12号 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県																											

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前					修正後					備考
127											県地域防災計画に準じた修正
		西部方面混成団長	久留米市国分町100番地 (混成団本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県 (鳥栖市、神崎市、神埼郡、三養基郡を除く)		西部方面混成団長	久留米市国分町100番地 (混成団本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県 (鳥栖市、神崎市、神埼郡、三養基郡を除く)	
	海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111	九州 (大分県、宮崎県を除く)及び山口県の一部		海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111	九州 (大分県、宮崎県を除く)及び山口県の一部
	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3丁目1番1号 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除く)、 広島県、岡山県、 愛媛県、高知県			西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3丁目1番1号 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除く)、 広島県、岡山県、 愛媛県、高知県
		第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町西八田	(0930) 56-1150			航空自衛隊	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(防衛部防衛班)</u>	(0930) 56-1150	
		第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1	(093) 223-0981				第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 <u>(教務課計画班)</u>	(093) 223-0981	
	※時間外は、当直司令が連絡を受ける。					※時間外は、当直司令が連絡を受ける。					
	(略)					(略)					
	第7節 応援協力体制					第7節 応援協力体制					
	(略)					(略)					
	第1項 相互協力体制					第1項 相互協力体制					
	(略)					(略)					
	I 市、消防機関が実施する措置					I 市、消防機関が実施する措置					
	(略)					(略)					
	(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請					(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請					
	ア 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。					ア 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。					
	イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求める。					イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求める。					
	ウ 派遣要請は、市長が行い、要請先は県危機管理防災課(総括対策部)とする。					ウ 派遣要請は、市長が行い、要請先は県危機管理防災課(総括対策部)とする。					
	エ 要請必要事項					エ 要請必要事項					
	要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。					要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。					
134	(略)					<u>オ 市はイに記載する要請ができない場合にはその旨及び災害の状況を県に通知するものとする。</u>					国基本計画に準じた修正
	(略)					(略)					

頁	修正前	修正後	備考
114	第8節 （略） 第9節 救助活動計画 （略） 第2項 救助活動 （略） Ⅰ 消防機関及び市 （略） （2）応援要請 （略） エ 市又は佐賀広域消防局は、被災地となった場合において、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。 （略）	第8節 （略） 第9節 救助活動計画 （略） 第2項 救助活動 （略） Ⅰ 消防機関及び市 （略） （2）応援要請 （略） エ 市又は佐賀広域消防局は、被災地となった場合において、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「<u>大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱</u>」に基づく広域航空消防応援（以下「<u>広域航空消防応援</u>」）について、要請の連絡を行う。 （略）	県地域防災計画に準じた修正
148	第10節 保健医療福祉活動計画 （略） 第1項 保健医療福祉活動 （略） 3 医療救護班等(災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（DPA T）を含む。以下同じ。)の派遣要請、編成 （略） 市は、風水害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。 （略）	第10節 保健医療福祉活動計画 （略） 第1項 保健医療福祉活動 （略） 3 医療救護班等(災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（DPA T）を含む。以下同じ。)の派遣要請、編成 （略） 市は、風水害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。<u>また、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。</u> （略）	国基本計画に準じた修正
	第11節 救急活動計画 （略） 2 搬送手段の確保 佐賀広域消防局は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、	第11節 救急活動計画 （略） 2 搬送手段の確保 佐賀広域消防局は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、	

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
153	応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。 （略） 県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。 （略） 4 応援要請 （1）近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 佐賀広域消防局は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。 （略） 第12節～第13節 （略） 第14節 避難計画 （略） 第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・運営 （略） 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設 （略） （2）指定避難所 （略） 市は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。 （略） 2 指定避難所の運営管理等 （略）	応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の<u>出動又は広域航空消防応援</u>要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。 （略） 県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、<u>緊急消防援助隊の出動</u>又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。 （略） 4 応援要請 （1）近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 佐賀広域消防局は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「<u>消防相互応援協定</u>」や「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。 （略） 第12節～第13節 （略） 第14節 避難計画 （略） 第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・運営 （略） 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設 （略） （2）指定避難所 （略） 市は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤ</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。 （略） 2 指定避難所の運営管理等 （略）	県地域防災計画に準じた修正 国基本計画に準じた修正
165			

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
166	(2) 生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、<u>入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度</u>、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 (略) (3) 男女双方の視点等への配慮 市は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。 また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、ＬＧＢＴなど多様な性のあり方<u>等</u>に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。 (略) 第１５節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 (略) 第２項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等 (略) ２ 応急仮設住宅の運営管理 県又は市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。	(2) 生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況<u>等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、</u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 (略) (3) 男女双方の視点等への配慮 市は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。 また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、ＬＧＢＴなど多様な性のあり方<u>やこども・若者の居場所の確保</u>に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭<u>やこども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。 (略) 第１５節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 (略) 第２項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等 (略) ２ 応急仮設住宅の運営管理 県又は市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。	国基本計画に準じた修正 国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
170	この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 （略） 第16節 （略） 第17節 交通及び輸送対策計画 （略） 第2項 交通対策 （略） Ⅰ 陸上交通 （Ⅰ）道路交通確保の措置 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。 また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。 （略） 第3項 輸送対策 （略） 5 緊急通行車両の事前届出	この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性<u>や子ども、若者</u>をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 （略） 第16節 （略） 第17節 交通及び輸送対策計画 （略） 第2項 交通対策 （略） Ⅰ 陸上交通 （Ⅰ）道路交通確保の措置 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い<u>緊急車両の通行の確保及び</u>道路機能の確保に努める。 また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、<u>道路啓開</u>、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。 （略） 第3項 輸送対策 （略） 5 緊急通行車両の事前届出	
178	<u>市が所有する災害時における緊急通行車両について、事前に県公安委員会に確認申請を行い、標章(様式第2号)及び証明書（様式第3号）の交付を受けておく。</u>	<u>各防災関係機関等は、災害時における素早い車両運用に備え、県警察から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な活用に努める。</u> <u>ただし、市町が所有する緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）は県危機管理防災課が行う。</u>	国基本計画に準じた修正
181	6 緊急輸送のための燃料確保 緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。	6 緊急輸送のための燃料確保 緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。	県地域防災計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
182	佐賀市 協力・要請 車両 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会※ 公益社団法人佐賀県トラック協会 ※佐賀運輸支局経由 佐賀運輸支局 自衛隊 協力・要請 ヘリコプター ヘリコプター保有団体 自衛隊 協力・要請 船舶 海上保安部 船舶業者・漁業協同組合 協力・要請 鉄道 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社九州支社 調整又はあっせん要請 佐賀県 県有車両の提供 消防防災ヘリコプターの派遣	佐賀市 協力・要請 車両 一般社団法人佐賀県バス協会※ 一般社団法人佐賀県タクシー協会※ 公益社団法人佐賀県トラック協会 ※佐賀運輸支局経由 佐賀運輸支局 自衛隊 協力・要請 ヘリコプター ヘリコプター保有団体 自衛隊 協力・要請 船舶 海上保安部 船舶業者・漁業協同組合 協力・要請 鉄道 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社九州支社 調整又はあっせん要請 佐賀県 県有車両の提供 消防防災ヘリコプターの派遣	協会の分離による修正

頁	修正前	修正後	備考
183	第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 （略） 市は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。 また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。 （略）	第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 （略） 市は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、<u>新物資システム（B－P L o）</u>を活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。 また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、<u>新物資システム（B－P L o）</u>を活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。 （略）	国基本計画に準じた修正
184	第1項 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画 （略） 3 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し 市は、災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、<u>農林水産省政策統括官</u>に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。 （略）	第1項 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画 （略） 3 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し 市は、災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、<u>農林水産省農産局長</u>に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。 （略）	県地域防災計画に準じた修正
199	第19節 （略） 第20節 文教対策計画 （略） 第5項 文化財保護対策計画 市（地域<u>振興</u>対策部） 佐賀市内には、市指定が <u>123</u> 件、県指定が <u>74</u> 件、国指定が 33 件、国登録が <u>20</u> 件、県登録が 1 件の文化財が存在する。 市指定の文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在の場所又は管理の方法の変更等の措置を命じ、又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には、必要な支援を行う。 県及び国指定の文化財については、県文化課に被害状況を報告するとともに、県文化課の指示に従い所有者に対する必要な支援対策を実施する。	第19節 （略） 第20節 文教対策計画 （略） 第5項 文化財保護対策計画 市（地域<u>共創</u>対策部） 佐賀市内には、市指定が <u>122</u> 件、県指定が <u>96</u> 件、国指定が 33 件、国登録が <u>21</u> 件、県登録が 1 件の文化財が存在する。 市指定の文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在の場所又は管理の方法の変更等の措置を命じ、又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には、必要な支援を行う。 県及び国指定の文化財については、県文化課に被害状況を報告するとともに、県文化課の指示に従い所有者に対する必要な支援対策を実施する。	数値の修正

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																				
	佐賀市所在指定文化財一覧（件） <table><tr><th></th><th>市指定文化財</th><th>県指定文化財</th><th>国指定文化財</th><th>国登録文化財</th><th>県登録文化財</th></tr><tr><td>佐賀</td><td>74</td><td>55</td><td>24</td><td>16</td><td>1</td></tr><tr><td>諸富</td><td>20</td><td>3</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>大和</td><td>16</td><td>13</td><td>4</td><td>4</td><td>-</td></tr><tr><td>富士</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>三瀬</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>川副</td><td>5</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>東与賀</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>久保田</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>諸富・川副</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>123</td><td>74</td><td>33</td><td>20</td><td>1</td></tr></table>		市指定文化財	県指定文化財	国指定文化財	国登録文化財	県登録文化財	佐賀	74	55	24	16	1	諸富	20	3	1	-	-	大和	16	13	4	4	-	富士	3	2	2	-	-	三瀬	2	-	-	-	-	川副	5	-	1	-	-	東与賀	1	-	-	-	-	久保田	2	1	-	-	-	諸富・川副	-	-	1	-	-	合計	123	74	33	20	1	佐賀市所在指定文化財一覧（件） <table><tr><th></th><th>市指定文化財</th><th>県指定文化財</th><th>国指定文化財</th><th>国登録文化財</th><th>県登録文化財</th></tr><tr><td>佐賀</td><td>73</td><td>73</td><td>23</td><td>17</td><td>1</td></tr><tr><td>諸富</td><td>20</td><td>3</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>大和</td><td>16</td><td>15</td><td>5</td><td>4</td><td>-</td></tr><tr><td>富士</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>三瀬</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>川副</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>東与賀</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>久保田</td><td>2</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>諸富・川副</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>122</td><td>96</td><td>33</td><td>21</td><td>1</td></tr></table>		市指定文化財	県指定文化財	国指定文化財	国登録文化財	県登録文化財	佐賀	73	73	23	17	1	諸富	20	3	1	-	-	大和	16	15	5	4	-	富士	3	2	2	-	-	三瀬	2	-	-	-	-	川副	5	1	1	-	-	東与賀	1	-	-	-	-	久保田	2	2	-	-	-	諸富・川副	-	-	1	-	-	合計	122	96	33	21	1	
	市指定文化財	県指定文化財	国指定文化財	国登録文化財	県登録文化財																																																																																																																																		
佐賀	74	55	24	16	1																																																																																																																																		
諸富	20	3	1	-	-																																																																																																																																		
大和	16	13	4	4	-																																																																																																																																		
富士	3	2	2	-	-																																																																																																																																		
三瀬	2	-	-	-	-																																																																																																																																		
川副	5	-	1	-	-																																																																																																																																		
東与賀	1	-	-	-	-																																																																																																																																		
久保田	2	1	-	-	-																																																																																																																																		
諸富・川副	-	-	1	-	-																																																																																																																																		
合計	123	74	33	20	1																																																																																																																																		
	市指定文化財	県指定文化財	国指定文化財	国登録文化財	県登録文化財																																																																																																																																		
佐賀	73	73	23	17	1																																																																																																																																		
諸富	20	3	1	-	-																																																																																																																																		
大和	16	15	5	4	-																																																																																																																																		
富士	3	2	2	-	-																																																																																																																																		
三瀬	2	-	-	-	-																																																																																																																																		
川副	5	1	1	-	-																																																																																																																																		
東与賀	1	-	-	-	-																																																																																																																																		
久保田	2	2	-	-	-																																																																																																																																		
諸富・川副	-	-	1	-	-																																																																																																																																		
合計	122	96	33	21	1																																																																																																																																		
201	第2 1 節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画（略） 第5 項 港湾、漁港（略） 1 被害状況の把握、連絡 港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市に対し、この結果を連絡する。 災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。	第2 1 節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画（略） 第5 項 港湾、漁港（略） 1 被害状況の把握、連絡 港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、<u>被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行い、</u>市に対し、この結果を連絡する。 災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。 （略）	国基本計画に準じた修正																																																																																																																																				
203	（略） 第2 2 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画（略） 第1 項 水道施設（略） 市は、あらかじめ、指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定を締結し、連携をとりながら被害状況を迅速に把握するとともに、応急復旧に努める。 被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。 また、市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供する。	第2 2 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画（略） 第1 項 水道施設（略） <u>市は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u> <u>また、</u>市は、あらかじめ、指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定を締結し、連携をとりながら被害状況を迅速に把握するとともに、応急復旧に努める。 被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。 また、市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供する。	国基本計画に準じた修正																																																																																																																																				

頁	修正前	修正後	備考																																
212	第 2 項 下水道施設 (略) 市は、あらかじめ、土木業者で構成する協会等と、災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、処理施設やマンホール等の被害状況を迅速に把握し、汚水処理機能の早期回復に努める。 また、機能回復見通し等の情報を、できる限り定期的に提供する。 (略) 第 2 3 節～第 2 4 節 (略) 第 2 5 節 ボランティアの活動対策計画 佐賀県社会福祉協議会、佐賀市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市災害ボランティアセンター）、日本赤十字社佐賀県支部、市（地域振興対策部） (略) 第 2 9 節 災害救助法の適用 (略) 第 5 項 救助の種類 (略) 【市長が県から委任される内容】<table><tr><th>救 助 の 種 類</th><th>実施主体</th></tr><tr><td>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>4 医療及び助産</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>5 被災者の救出</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>6 被災した住宅の応急修理</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</td><td>知事、市長</td></tr></table>	救 助 の 種 類	実施主体	1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市長	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市長	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市長	4 医療及び助産	知事、市長	5 被災者の救出	知事、市長	6 被災した住宅の応急修理	知事、市長	7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	知事、市長	<u>市は、災害の発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u> 第 2 項 下水道施設 (略) 市は、あらかじめ、土木業者で構成する協会等と、災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、処理施設やマンホール等の被害状況を迅速に把握し、汚水処理機能の早期回復に努める。 <u>市は、災害の発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u> また、機能回復見通し等の情報を、できる限り定期的に提供する。 (略) 第 2 3 節～第 2 4 節 (略) 第 2 5 節 ボランティアの活動対策計画 佐賀県社会福祉協議会、佐賀市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市災害ボランティアセンター）、日本赤十字社佐賀県支部、市（地域共創対策部） (略) 第 2 9 節 災害救助法の適用 (略) 第 5 項 救助の種類 (略) 【市長が県から委任される内容】<table><tr><th>救 助 の 種 類</th><th>実施主体</th></tr><tr><td>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>4 医療及び助産</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>5 被災者の救出</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>6 福祉サービスの提供</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>7 被災した住宅の応急修理</td><td>知事、市長</td></tr></table>	救 助 の 種 類	実施主体	1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市長	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市長	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市長	4 医療及び助産	知事、市長	5 被災者の救出	知事、市長	6 福祉サービスの提供	知事、市長	7 被災した住宅の応急修理	知事、市長	国基本計画に 準じた修正
救 助 の 種 類	実施主体																																		
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市長																																		
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市長																																		
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市長																																		
4 医療及び助産	知事、市長																																		
5 被災者の救出	知事、市長																																		
6 被災した住宅の応急修理	知事、市長																																		
7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	知事、市長																																		
救 助 の 種 類	実施主体																																		
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市長																																		
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市長																																		
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市長																																		
4 医療及び助産	知事、市長																																		
5 被災者の救出	知事、市長																																		
6 福祉サービスの提供	知事、市長																																		
7 被災した住宅の応急修理	知事、市長																																		
219			法律の改正等 による修正																																

頁	修正前	修正後	備考																								
225	<table><tr><td>8</td><td>学用品の給与</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>9</td><td>埋葬</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>10</td><td>遺体の捜索及び処理</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>11</td><td>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td><td>知事、市長</td></tr></table>	8	学用品の給与	知事、市長	9	埋葬	知事、市長	10	遺体の捜索及び処理	知事、市長	11	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、市長	<table><tr><td>8</td><td>学用品の給与</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>9</td><td>埋葬</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>10</td><td>遺体の捜索及び処理</td><td>知事、市長</td></tr><tr><td>11</td><td>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td><td>知事、市長</td></tr></table>	8	学用品の給与	知事、市長	9	埋葬	知事、市長	10	遺体の捜索及び処理	知事、市長	11	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、市長	
	8	学用品の給与	知事、市長																								
	9	埋葬	知事、市長																								
10	遺体の捜索及び処理	知事、市長																									
11	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、市長																									
8	学用品の給与	知事、市長																									
9	埋葬	知事、市長																									
10	遺体の捜索及び処理	知事、市長																									
11	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、市長																									
229	第30節 （略） 第31節 廃棄物の処理計画 （略） 第3項 一般廃棄物（ごみ）の処理 （略） （新設） （略） 第32節 （略） 第33節 保健衛生計画 風水害時において、市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒及び感染症の未然防止等を図るため、必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 （略）	第30節 （略） 第31節 廃棄物の処理計画 （略） 第3項 一般廃棄物（ごみ）の処理 （略） <u>ごみ収集運搬拠点の状況</u> <table><tr><td><u>施設名（所在地）</u></td><td><u>塵芥車等所有台数</u></td></tr><tr><td><u>環境保全課庁舎（旧清掃センター）</u> <u>（佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1）</u></td><td><u>パッカー車 17 台</u> <u>環境パトロール車 10 台</u></td></tr></table> （略） 第32節 （略） 第33節 保健衛生計画 風水害時において、市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態<u>や多様なニーズ</u>の把握や生活環境の悪化による食中毒及び感染症の未然防止等を図るため、必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 （略）	<u>施設名（所在地）</u>	<u>塵芥車等所有台数</u>	<u>環境保全課庁舎（旧清掃センター）</u> <u>（佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1）</u>	<u>パッカー車 17 台</u> <u>環境パトロール車 10 台</u>	国基本計画に 準じた修正																				
	<u>施設名（所在地）</u>	<u>塵芥車等所有台数</u>																									
	<u>環境保全課庁舎（旧清掃センター）</u> <u>（佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1）</u>	<u>パッカー車 17 台</u> <u>環境パトロール車 10 台</u>																									
232	第34節 病虫害防除、動物の管理等計画 （略） 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 （略） <u>市は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀中部保健福祉事務所との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</u> <u>また、危険動物の逸走対策について、必要な措置を講じる。</u>	第34節 病虫害防除、動物の管理等計画 （略） 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 （略） <u>市は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県及び県獣医師会等との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の必要な措置を講じる。また、特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条の 2 に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講ずる。</u>	国基本計画に 準じた修正																								

佐賀市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
245	第35節～第39節（略） 第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール（略） [風水害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期] 気象警報等の発表中 【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】 ◇気象警報の発表等に応じた防災活動体制の設置 ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報 ◇高齢者等避難の発令、避難行動要支援者の避難開始 ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保 【氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】 ◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始 ◇避難指示等の広報 発災（大規模風水害）	第35節～第39節（略） 第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール（略） [風水害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期] 気象警報等の発表中 【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】 ◇気象警報の発表等に応じた防災活動体制の設置 ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報 ◇高齢者等避難の発令、避難行動要支援者の避難開始 ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保 【氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害に関する防災気象情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】 ◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始 ◇避難指示等の広報 発災（大規模風水害）	新しい防災気象情報の運用開始に伴う改正
250	第4章 災害復旧・復興対策計画（略） 第2節 被災者の生活再建等への支援 県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。 県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 （略）	第4章 災害復旧・復興対策計画（略） 第2節 被災者の生活再建等への支援 県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。 県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 市は国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、被災者支援や生活再建業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。 （略）	国基本計画に準じた修正